

広島県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十五年四月一日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

音戸倉橋線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
新	旧				
八・四〇 九・七〇	九・七〇 一〇・五〇				
二二・五〇	二二・五〇				
					幅員減少 不用物件延長 二二・五〇メ ートル

呉市音戸町早瀬二丁目五二四二番四地先から  
呉市音戸町早瀬二丁目五二四二番四地先まで